

熱田神宮公園催事出店要項

1. 日時

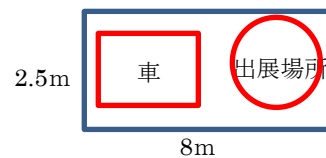
平成30年3月25日（日）午前10時から午後3時まで

2. 出店数について

○マルシェ	25店	2,000円/ブース
・「生鮮食品（野菜・果物等）」	5店舗	
・「手作り品」（フリマも可）	10店舗	
・「飲食」（キッチンカーに限る）	5店舗	
・「食品販売」	5店舗	

3. ブースの大きさ

- ・ 8m（幅）×2.5m（奥行）
- ・ 1出店につき1台のみ搬入が可能
- ・ ブース内に出店者様の車を1台停めていただき出店となります。



3. 募集期間

平成29年12月1日（金）～平成30年1月31日（水）

4. 出店について

- (1) 出店者届出書をご記入の上、郵送、FAX、直接窓口までお持ちください。
- (2) 先着順ではありません。調整させていただき2月以降に FAXにて連絡させていただきます。
- (3) 出店物に関してはすべて出店者の責任において出店、販売、保護、管理を行って下さい。出店物に関して主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 宗教・思想などの勧誘やビジネス的な勧誘はお断りします。

5. 会場管理、ブース管理

- (1) 当公園係員を配して管理及び整備を行います。天災地変、火災等の不可抗力による損失についてはその責をおいしません。
- (2) ブース内の管理はすべて出店者の責任において行って下さい。

- (3) 出店者は搬入、搬出、撤去時などは事故防止に努めて下さい。
主催者はこれらの作業で必要と認めた場合、事故防止の措置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。
- (4) 出店にかかわる行為によって事故または損傷が発生したときは、当該出店者の責任となります。会場設備、他の出展物などを破損した場合、理由の如何にかかわらず、当該出店者の責任となります。
- (5) 販売資格、免許、公的申請は出展者において取得し、出店の際には掲示して下さい。

6.飲食物販売について

- (1) 各種法令等を遵守のうえ食品の取り扱いには充分注意してください。
- (2) 会場で調理する場合は愛知県の露店営業許可が必要です。
- (3) 営業許可証、様式3、ブース内配置図に記載のうえご提出下さい。
- (4) 会場で調理しない食品を販売される方は、保健所の許可がある場所で調理し食品表示を行って下さい。
- (5) 食品営業に係る賠償保険に加入してください。
- (6) 食中毒予防のため十分な加熱調理や手洗いを励行しアルコール消毒をしてください。

7.その他

- (1) 愛知県都市公園条例など利用規則を厳守してください。
- (2) 園内は全面禁煙です。指定された場所で喫煙ください。
- (3) 来園者及び他の出店者に迷惑をかける行為はおやめください。
- (4) 発生したゴミの処理は出店者においてお願いします。

8.雨天時の有無

- (1) 小雨決行、雨天中止です。雨天時の開催有無は当日7時に決定します。HPに記載しますのでご確認下さい。

9.緊急時の対応について

- (1) ケガ、病気で救急車の要請が必要な場合は管理事務所にご連絡ください。
熱田神宮公園 TEL052-681-5204

※人命にかかわる場合、緊急を要する場合などは直接、救急車の要請を行って下さい。

10.補償

出店者は各自の責任において出展に伴う全てのリスクの責任を担い発生しうるすべての問題に対し自らの責任において対処しなければなりません。出店者およびその代理者が他の出店者、会場の設備、来場者を含む全ての人身等、第三者に損害および危害を与えた場合はその補償は全て出店者の責任となり主催者は一切の責任を負いません。

11.搬入、搬出、駐車について

- (1) 園内での走行は徐行、ハザードの点灯、一般者優先での運転をお願いします。クラクションは鳴らさないでください。
- (2) 19号入口または園内西側入口で通行証を受け取り車内に掲示し、ブース前で搬入を行います。
- (3) 園内車両での搬入、搬出の時間は午前8時00分から9時30分及び午後3時以降となりますので開催時間内での車両の退出はできません。

連絡先

熱田神宮公園管理事務所
担当 田上
TEL : 052-681-5204
FAX : 052-681-9835